

業務隊長 (給食実施機関の長)
了

補給科長
了

糧食班長 (給食担当官)
石崎

令和 8 年度
給食業務部外委託

(与那国駐屯地業務隊)

文書管理者：与那国駐屯地業務隊総務科長

作成年月日：7. 11. 10

保存期間：5年（13. 3. 31まで保存）

枚数：23枚

調達要求番号：

給食業務部外委託仕様書			
物品番号		仕様書番号	1 - 1
給食業務の部外委託		作成	令和7年11月10日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	与那国駐屯地業務隊

1 総 則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊の与那国駐屯地（以下、「官側」という）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料などの運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更する場合があります、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表 1ー駐屯地食堂における 1 日あたりの標準的な食数及び配食レーン

区 分		平 日	休日（土・日・祝日）
朝食	食 数	1 8 0 食	1 5 0 食
	食事時間	0 6 2 0～0 7 3 0	0 6 2 0～0 7 3 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
昼食	食 数	3 0 0 食	1 8 0 食
	食事時間	1 1 3 0～1 3 0 0	1 2 0 0～1 3 0 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
夕食	食 数	1 8 0 食	1 5 0 食
	食事時間	1 7 1 5～1 8 1 5	1 7 1 5～1 8 1 5
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン

詳細は、別紙第 1「令和 6 年度 1 1 月～令和 7 年度 1 0 月における食数及び作業に必要な従事者数の実績値」参照、令和 8 年度も同程度の食数の見込み。

このほか、食事時間前に食品衛生官、給食実施機関の長の検食を実施するとともに、3 0 分前から時間外喫食を可能とするも、細部はその都度調整による。

1.4 履行期間

本役務の履行期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、別紙第 1 及び別紙第 2「与那国駐屯地食堂における配食人員の配置」等を基準として本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- 4) 前 3 号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを 1 回 1 0 0 食以上提供する集団給食業務経験が 1 年以上の者かつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を 5.3 に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。
- 6) 受託者による身分保証が確実に実施され、事故防止、秘密保全その他関係法令が厳守できること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。
- 3) 受託者による身分保証が確実に実施され、事故防止、秘密保全その他の関係法令が厳守できること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- 1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- 3) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- 4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
- 5) 沖縄県で定める食品衛生に関する条例
- 6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- 7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、「感染症法施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服従

作業従事者の与那国駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又はこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイルなどを実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶への詰め替えを含む。）、隊員等への配食を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 給食器材・用具などの洗浄、整備及び格納

調理器材、用具などの使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は良好されていたか。 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断・調理要領及び調理数に基づく作業が実施されていたか。
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存がなされていたか。
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか。
		配食開始は遅延せず、定められた時間に配食されたか。
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受入に協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、又は利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症法施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表2のとおりとする。

表2—官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備 考
給食予定人員	月1回	翌月分を前月10日まで	4月分は左記にかかわらず引継ぎ期間に通知
献立表	月1回	同 上	同 上
確定人員 献立材料表	週2回	当該給食日の7～10日前基準	下記のとおり通知することを例とする。 1 月曜日に水～金曜日分を通知 2 水曜日に土～火曜日分を通知
調理及び配食細部要領	平日毎日	官側が示す時期	
各種検査等及び実習生の受入れ		当該月の1か月前の10日まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、**表3**のとおりとする。

表3—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
現場責任者の勤務経験関連資料	年1回	業務開始 25日前まで	
作業従事者一覧	年1回	同 上	一覧は氏名、住所、雇用契約の済・未済（未済の場合についてはその雇用契約締結予定時期）を含めて作成し、令和7年1月30日から提出時期までの間、毎週金曜日に官側へ作業従事者の確保状況を通知すること。また提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出すること。
作業従事者調理師免許の写し（免許保有者のみ）	年1回	同 上	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月10日まで （ただし、受託年度4月分は業務開始の10日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。（10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。） 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月1回	翌月分を 前月25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 作業従事者等の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を 翌月5日まで	
保健所等による営業許可証の写し	年1回	業務開始 10日前まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施 設

本委託業務に関係する陸上自衛隊与那国駐屯地食堂、厨房、更衣室、売店及び厚生センター

b) 設 備

別紙第3「設備（一例）」のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

別紙第4「(給食業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日まで完了するよう協力しなければならない。

5.7 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設(駐屯地隊員食堂)における飲食店営業(一般食堂)の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行細則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.8 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するもの

令和 6 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（ 1 1 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
1 1 月	平日	朝	174	133	158	3154	3. 5	90	3. 5	315	35
		昼	250	195	226	4523	4. 5	128	4. 5	576	35. 3
		夕	179	104	160	3202	4. 0	86	4. 0	344	37. 2
		計	—	—	—	10879	12. 0	304	—	1235	—
	休日	朝	141	108	125	1245	3. 5	33	3. 5	115. 5	37. 7
		昼	149	96	132	1315	4. 5	56	4. 5	252	23. 5
		夕	137	91	120	1204	4. 0	43	4. 0	172	28
		計	—	—	—	3764	12. 0	132	—	539. 5	—

令和 6 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（1 2 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
1 2 月	平日	朝	176	116	156	2343	3. 5	64	3. 5	224	36. 6
		昼	255	160	225	3381	4. 5	90	4. 5	405	37. 6
		夕	184	73	156	2337	4. 0	56	4. 0	224	41. 7
		計	—	—	—	8061	12. 0	210	—	853	—
	休日	朝	142	76	102	1624	3. 5	59	3. 5	206. 5	27. 5
		昼	160	86	119	1899	4. 5	86	4. 5	387	22. 1
		夕	144	78	101	1621	4. 0	61	4. 0	244	26. 6
		計	—	—	—	5144	12. 0	206	—	837. 5	—

令和 6 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（1 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
1 月	平日	朝	139	109	123	2214	3.5	88	3.5	308	25.2
		昼	211	165	187	3359	4.5	123	4.5	553.5	27.3
		夕	146	87	127	2293	4.0	83	4.0	332	27.6
		計	—	—	—	7866	12.0	294	—	1193.5	—
	休日	朝	103	76	88	1148	3.5	50	3.5	175	23
		昼	127	85	100	1296	4.5	77	4.5	346.5	16.9
		夕	102	80	90	1168	4.0	54	4.0	216	21.6
		計	—	—	—	3612	12.0		—	737.5	—

令和 6 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（2 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
2 月	平日	朝	153	121	136	2446	3.5	74	3.5	259	33.1
		昼	227	173	203	3647	4.5	103	4.5	463.5	35.4
		夕	154	71	133	2397	4.0	80	4.0	320	30
		計	—	—	—	8490	12.0	257	—	1042.5	—
	休日	朝	112	96	105	1049	3.5	34	3.5	119	30.9
		昼	126	113	118	1064	4.5	58	4.5	261	18.3
		夕	115	101	107	962	4.0	32	4.0	128	30.1
		計	—	—	—	3075	12.0	124	—	508	—

令和 6 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（3 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
3 月	平日	朝	167	125	143	2851	3.5	71	3.5	248.5	40.2
		昼	233	183	217	4344	4.5	118	4.5	531	36.8
		夕	184	93	147	2946	4.0	71	4.0	284	41.5
		計	—	—	—	10141	12.0	260	—	1063.5	—
	休日	朝	123	101	113	1244	3.5	30	3.5	105	41.5
		昼	129	110	122	1345	4.5	62	4.5	279	21.7
		夕	122	99	111	1224	4.0	46	4.0	184	26.6
		計	—	—	—	3813	12.0	138	—	568	—

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（4 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
4 月	平日	朝	153	122	142	2698	3.5	73	3.5	255.5	37
		昼	238	152	214	4070	4.5	101	4.5	454.5	40.3
		夕	165	70	145	2763	4.0	74	4.0	296	37.3
		計	—	—	—	9531	12.0	248	—	1006	—
	休日	朝	122	84	105	1159	3.5	40	3.5	140	29
		昼	132	93	119	1304	4.5	47	4.5	211.5	27.7
		夕	117	83	104	1149	4.0	38	4.0	152	30.2
		計	—	—	—	3612	12.0	125	—	503.5	—

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（5 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
5 月	平日	朝									
		昼	201	165	189	3211	4.5	67	4.5	301.5	47.9
		夕	137	70	127	2151	4.0	67	4.0	268	32.1
		計	—	—	—	7433	12.0	201	—	804	—
	休日	朝	104	75	92	1287	3.5	26	3.5	91	49.5
		昼	129	84	103	1441	4.5	31	4.5	139.5	46.5
		夕	103	78	91	1269	4.0	31	4.0	124	40.9
		計	—	—	—	3997	12.0	88	—	354.5	—

※ 令和 7 年度 5 月は朝食の提供を実施しておらず、令和 7 年度 4 月の実績と同程度の見込み。

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（6 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
6 月	平日	朝	147	118	129	2705	3.5	74	3.5	259	36.6
		昼	231	166	205	4302	4.5	129	4.5	580.5	33.3
		夕	164	91	136	2852	4.0	80	4.0	320	35.7
		計	—	—	—	9859	12.0	283	—	1159.5	—
	休日	朝	114	90	105	944	3.5	28	3.5	98	33.7
		昼	139	102	118	1059	4.5	49	4.5	220.5	21.6
		夕	114	99	106	954	4.0	36	4.0	144	26.5
		計	—	—	—	2957	12.0	113	—	462.5	—

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（7 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
7 月	平日	朝	197	125	140	3082	3.5	119	3.5	416.5	25.9
		昼	282	198	230	5053	4.5	141	4.5	634.5	35.8
		夕	200	77	157	3460	4.0	92	4.0	368	37.6
		計	—	—	—	11595	12.0	352	—	1419	—
	休日	朝	108	100	104	934	3.5	28	3.5	98	33.4
		昼	188	111	137	1233	4.5	51	4.5	229.5	24.2
		夕	173	102	124	1113	4.0	29	4.0	116	38.4
		計	—	—	—	3280	12.0	108	—	443.5	—

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（8 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
8 月	平日	朝	139	106	126	1886	3.5	76	3.5	266	24.8
		昼	214	146	196	2933	4.5	114	4.5	513	25.7
		夕	147	76	129	1936	4.0	59	4.0	236	32.8
		計	—	—	—	6755	12.0	249	—	1015	—
	休日	朝	105	74	91	1448	3.5	56	3.5	196	25.9
		昼	129	90	112	1791	4.5	92	4.5	414	19.5
		夕	118	82	95	1513	4.0	55	4.0	220	27.5
		計	—	—	—	4752	12.0	203	—	830	—

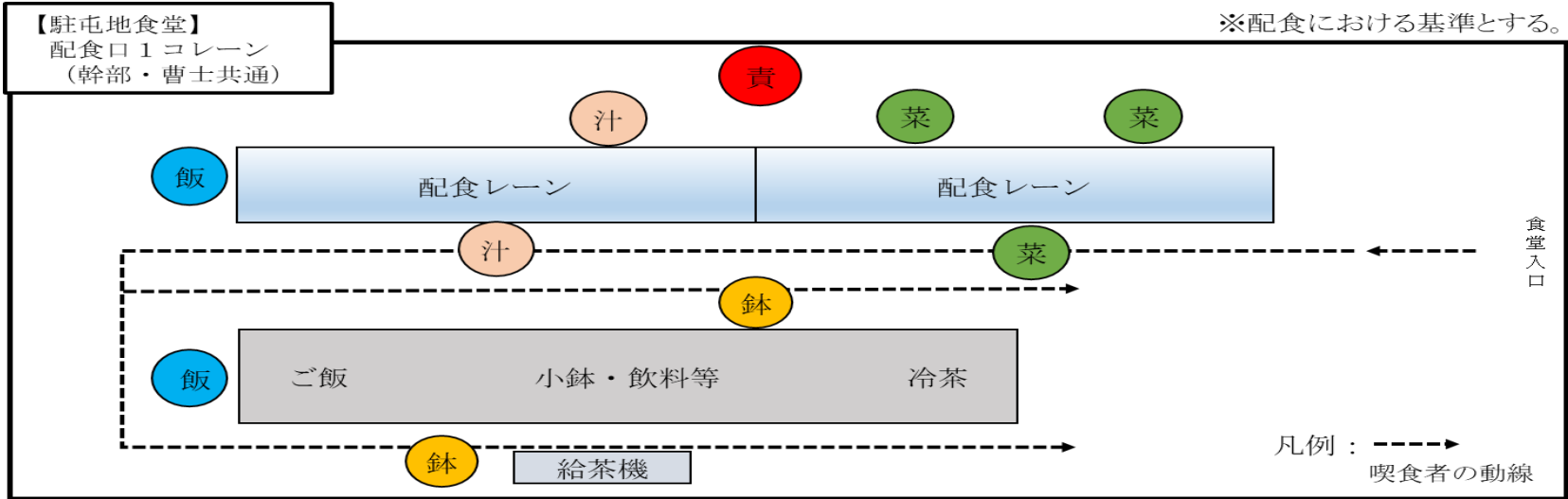
令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（9 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
9 月	平日	朝	176	119	136	2865	3.5	99	3.5	346.5	28.9
		昼	246	146	205	4305	4.5	122	4.5	549	35.3
		夕	185	67	137	2878	4.0	82	4.0	328	35.1
		計	—	—	—	10048	12.0	303	—	1223.5	—
	休日	朝	138	95	111	999	3.5	33	3.5	115.5	30.3
		昼	166	113	132	1191	4.5	61	4.5	274.5	19.5
		夕	140	94	113	1020	4.0	41	4.0	164	24.9
		計	—	—	—	3210	12.0	135	—	554	—

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の実績値（10 月分）

月	区 分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合 計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
10 月	平日	朝	148	107	128	2805	3.5	108	3.5	378	26
		昼	234	174	199	4374	4.5	126	4.5	567	34.1
		夕	156	57	127	2803	4.0	82	4.0	328	34.2
		計	—	—	—	9982	12.0	316	—	1273	—
	休日	朝	109	81	96	863	3.5	31	3.5	108.5	27.8
		昼	132	91	109	980	4.5	50	4.5	225	19.6
		夕	114	75	93	841	4.0	29	4.0	116	29
		計	—	—	—	2684	12.0	110	—	449.5	—

与那国駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）



区 分	主な任務等	レーン等配置人員	食堂合計人員	総 計
全 般	現場責任者（全般指示）		1	10
	飯・食器等補充	1	2	
	小鉢・茶等補充	1	2	
配食等 担当	汁担当	1	2	
	菜皿・洋皿（主菜）担当	1	3	

設備（一例）

区 分		数 量	能 力
調理器材 及び器具	I H回転釜, 電気式	3	110L
	たて形炊飯器, 2 号, I H式	2	14Kg
	水圧洗米器, ドライシステム用, 2 号	1	10kg/h 以上
	コンベクションオーブンスチーム機能付, 2 号, 電気式	2	10 段
	ティルティングパン, 電気式	1	70L
	野菜切裁用調理機, 2 号	1	150kg/h
	球根皮むき機, 3 号	1	150kg/h
	電気ゆで麺器	1	29, 42L
	I Hクッキングヒーター	1	—
	スライサー	1	(0)～16mm
	電子レンジ	1	33L
	ブラストチラー	1	30kg/90 分
	製氷機, 2 号	1	150kg
	配食用温蔵庫, 3 号	1	750L
	配食用保冷库, 3 号	1	600L
	パススルー冷蔵庫	2	-5～12℃
	冷蔵ショーケース	1	812L
	解凍庫, 3号	1	200L
	適温・選択配食器材, 2号電気式	2	—
	分類保管型・超鮮度高湿保管庫	1	5～35℃
	自動給茶機	1	3 杯/分
	包丁・まな板消毒保管庫, 2号	1	30～120℃
	器具殺菌庫	1	—
	電気式食器消毒保管庫, 2号	1	40 カゴ収納
	厨芥処理機, 3号, 一体形, A	1	200 人以下
	食器洗浄機(ドアタイプ) 電気式	1	—
	おにぎりマシーン	1	—

「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)」

No	使用区分	品 名	備 考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム、エプロン、履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷、保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食品用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	厨房清掃用	バケツ	
17	厨房清掃用	ポリ袋	
18	厨房清掃用	水切り	
19	厨房清掃用	モップ	
20	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等
24	官民共用	卓上用紙ナフキン	

※ 20 から 24 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整